

福井市ツキノワグマ誘引樹木伐採補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集落へのツキノワグマ（以下「クマ」という。）の誘引を減らし、クマによる人身事故を防止することを目的に、住宅地周辺にあるクマのエサとなる実の生る誘引樹木の伐採に要する経費を、福井県ツキノワグマ誘引樹木伐採事業補助金を受けて予算の範囲内で補助することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げる樹木（以下「対象樹木」という。）を伐採するもので、次の各号に掲げる全てに該当するものとする。

- (1) 対象樹木は市内の住宅地周辺にあるもので、農地を守るための果樹等の伐採ではないこと。
- (2) 個人ではなく、自治会など対象樹木がある地域に居住する住民により組織された地域団体が実施するものであること。
- (3) 対象樹木を根元から伐採すること。
- (4) 対象樹木の所有者の同意を得ていること。

(対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象樹木の伐採に要する費用で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 業者への作業委託料
- (2) 自治会などが自ら伐採作業を行う場合、機械等賃借料、備品購入費、燃料費、消耗品費、伐採した対象樹木の処分費、作業者の賃金及び保険料
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象経費の3分の2に相当する額又は10万円のいずれか少ない方とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、年度ごとに1自治会区域につき1回までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、当補助事業に着手する前に、ツキノワグマ誘引樹木伐採補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請した者は、次条に規定する補助金交付の決定の通知を

受けるまでは、補助事業に着手してはならない。

(交付決定)

第6条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、ツキノワグマ誘引樹木伐採補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更（20%未満）を除く。）を必要とする場合は、市長にツキノワグマ誘引樹木伐採変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けなければならぬ。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかにツキノワグマ誘引樹木伐採実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならぬ。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、ツキノワグマ誘引樹木伐採補助金額確定通知書（様式第5号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、ツキノワグマ誘引樹木伐採補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならぬ。

(関係図書の保存)

第11条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならぬ。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月24日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

カキ	イチジク
クリ	スモモ
クルミ	モモ
イチョウ	リンゴ
コナラ	ナナカマド
ヤマグワ	ウラジロノキ
タブノキ	ズミ
クロモジ	アオハダ
アケビ	クマヤナギ
サルナシ	ヤマブドウ
マタタビ	ミズキ
ウワミズザクラ	ヤマボウシ
ミヤマザクラ	タカノツメ
ヤマザクラ	オオカメノキ
その他クマを誘因するおそれがあると市長が認めたもの	